

# サポ・ちばニュース NO-9 (2018.5.9)

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば事務局発行

## 電話無料法律相談会 開催

2018(平成18)年2月24日(土)に、電話無料法律相談会を開催しました。

「アパート・マンション賃貸借不当契約110番」と題し、賃貸アパートやマンションなどの賃貸借契約に関して、不当な契約に関するトラブルの相談を中心に実施しました。

サポ・ちばの検討委員の中から、弁護士4人と消費生活相談員2人の6人が、午前午後に分かれて電話を受けました。

この日は、賃借物件の修繕費に関するトラブルについて、相談が寄せられました。

サポ・ちばとして、3回目となる電話相談会でしたが、まだまだ団体としての取り組みについて消費者の皆さんに広報・周知を図る必要があると感じ、終了しました。



がんばれ日本の消費者！私たちがみなさんを応援します。  
特定非営利活動法人消費者市民サポートちば  
(愛称「サポ・ちば」)

### 電話無料法律相談会

アパート・マンション賃貸借不当契約110番

～こんなことはありませんか？～

- ▶ マンション退去後、大家から冷蔵庫後ろの壁の電気配りや、家具による床のこみの修繕代を請求された
- ▶ 入居中、玄関横・電気配管・水回り・ガス配管などに不具合が生じたが大家が修繕してくれない
- ▶ アパートに一人暮らししている朝の検見手続を行ったら、アパートの大家から賃貸借契約を解除された …… など

アパート・マンションの契約トラブルに関する相談をお気軽にのぞいてください！！  
弁護士や消費生活相談員などが無料で相談にのります！！

平成30年2月24日(土) 午前10時～午後4時  
相談先電話番号 **043-222-8090**  
(法律相談料は無料ですが、所定の通話料はかかります。)

★「消費者市民サポートちば」って？★  
消費者契約法に基づき、消費者団体訴訟制度が2007年6月からスタートしました。この制度は消費者被害の未然防止と拡大防止を目的とし、消費者連立圧から認定を受けた適格消費者団体に、事業者の不当な行為の禁止請求の訴訟を提起する権利を認められた制度で、現在全国で16の団体が適格消費者団体の認定を受けています。  
「消費者市民サポートちば」は、千葉県での適格消費者団体をめざして、弁護士・司法書士・消費生活相談員・消費者法制の専門家などの専門家、消費者団体などが立ち上げたNPO法人です。適格消費者団体としての認定を目指し、事業者への改善・禁止の申入れ活動を行ってまいります。